

卷 末 資 料

# それぞれの役割における担当業務の例

	第2章「早期発見」 ～生徒の自殺の危険のサインに 気付くには～	第3章「初期対応」 ～自殺の危険が高まっている生徒に どう対応するか～
(1) 管理職	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の情報が速やかに管理職まで報告される危機管理体制の整備</li> <li>自殺予防の取組に関する教職員の共通理解の徹底</li> <li>危機対応チームを招集し、スクリーニングを実施、初期対応へ移行又は経過観察の判断・指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会への報告及び関係機関へ情報提供について協議</li> <li>教職員の役割分担を明確化し、チームによる対応を指示</li> </ul>
(2) 生徒指導主事 生徒指導担当 学年主任 部主事 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の気付く力を高める校内研修を企画・実施</li> <li>教職員からの情報を集約・整理し、速やかに管理職に報告</li> <li>管理職の指示の下、初期対応への移行又は経過観察について関係する教職員に指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機対応チームの中心として、教職員間の連絡・調整</li> <li>生徒への対応方針を危機対応チームに提案するとともに、全教職員に伝達</li> <li>生徒が所属する学級や部活動等、周囲の生徒の様子も注視</li> </ul>
(3) 教育相談係主任 教育相談担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の生活アンケートの回答やSCとの面談の状況などを確認し、管理職等に報告</li> <li>生徒に対するSCとの面談を調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の自殺の危険が高まった背景を把握するため、関係教職員等から情報を収集し、危機対応チームに報告</li> <li>SC面談に同席し、面談内容を危機対応チームに報告</li> </ul>
(4) 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の健康診断や保健室来室記録などを確認し、管理職等に報告</li> <li>医療機関等との連携について情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関等との連携について情報提供</li> <li>健康診断や保健室来室記録等を危機対応チームに報告</li> <li>担任や教育相談係主任(担当)が実施する生徒の保護者や関係者との面談に同席</li> </ul>
(5) 担任・副担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常の生徒観察から、自殺につながるような兆候を把握した場合は、速やかに生徒指導主事(担当)、学年主任や部主事等に報告</li> <li>管理職等の指示の下、該当生徒への聴き取りや保護者への連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒との面談を実施し、生徒が置かれている状況について改めて把握し、危機対応チームに報告</li> <li>保護者との連絡を密に取り、状況を把握(家庭生活、友人関係等)</li> </ul>
(6) スクールカウンセラー(SC)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員向けに校内研修を実施</li> <li>生徒のアセスメントと教職員への助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談係主任(担当)や担任と連携して、生徒や保護者との面談を実施</li> <li>生徒の支援方策について専門的見地から危機対応チームに提案</li> </ul>

※ 必要に応じて、教科担当・部顧問・SSW等の関係職員を加える。

	第4章「組織的な支援」 ～状況に合わせた支援を 継続して行うために～	「自殺未遂事案の発生時」
(1) 管理職	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会、スクールカウンセラースーパーバイザー（SCSV）、SSW、警察、福祉関係者（児童相談所、市町村福祉部局、民生委員、児童委員等）、医療機関等との連携や情報共有</li> <li>緊急事態が発生した場合は、臨時的ケース会議を招集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一報を受け、関係教職員に連絡するとともに、危機対応チームを招集（今後のチーム対応を明確化）</li> <li>教育委員会への報告及び役割分担の協議（マスコミや保護者対応を含む）</li> <li>生徒の安全確保と状況把握を生徒指導主事(担当)等へ指示</li> </ul>
(2) 生徒指導主事 生徒指導担当 学年主任 部主事 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機対応チームの中心として、教職員間の連絡・調整</li> <li>支援の様子の把握や情報整理を行い、管理職に報告</li> <li>ケース会議の事前準備及び進行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機対応チームの中心として、教職員間の連絡・調整</li> <li>現場を目撃した周囲の生徒の様子を注視し、保護者に対して家庭での見守りを依頼</li> </ul>
(3) 教育相談係主任 教育相談担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>SCや養護教諭と連携し、生徒や保護者の不安や悩みの把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒が自殺未遂に至った背景を把握するため、関係教職員等から情報を収集</li> <li>養護教諭と連携し、自殺未遂を行った生徒への対応(救急を要請しない場合)</li> <li>SCとの連携、情報共有</li> <li>影響を受けそうな生徒のリストアップ</li> </ul>
(4) 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>担任、副担任、学年主任、部主事等との緊密な情報共有</li> <li>生徒の心身のケアに加え、教職員のケアにも配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺未遂を行った生徒への対応（救急を要請しない場合）</li> <li>教育相談係主任(担当)と連携し、医療機関等との連携について情報提供</li> <li>生徒の健康診断や保健室来室記録を確認し、危機対応チームに報告</li> <li>通常よりも来室者が増えることを想定し、対応するための体制を整備</li> </ul>
(5) 担任・副担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の自己肯定感を高める声掛けや援助希求的態度を育成する支援</li> <li>生徒や保護者との関わりを通して、聴き取りや観察により状況を把握し、学年主任等に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職の指示に基づき、自殺未遂を行った生徒の保護者へ連絡</li> <li>SC等と連携し、保護者との面会</li> </ul>
(6) スクールカウンセラー(SC)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家の立場から支援状況の検証を行い、支援方針の継続や変更について助言</li> <li>生徒のアセスメントや今後のカウンセリングの方向性について助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担任等と連携して、生徒や保護者との面談を実施</li> <li>生徒の支援方策及び周囲の生徒の心のケアについて専門的見地から危機対応チームに提案</li> </ul>

※ 必要に応じて、教科担当・部顧問・SSW等の関係職員を加える。

## Q & A コーナー

### 早期発見に関するQ & A

**Q 長期休業明けに自殺者数が増える傾向があるのはなぜでしょうか？**

A 長期休業中は辛い現実から距離を保つことができていた生徒が、ストレスフルな現実に戻される（と予期的に捉える）からです。不安になったり、悩みを一人で抱え込んだりして思い詰めたり、誰にも相談できずに自暴自棄になってしまったりすることもあります。気になる生徒に対しては、休み明け前に声掛けをしたり、話をする機会を設けたりすることも大切です。また、家庭環境の変化が原因で希死念慮を抱く場合もあるため、保護者と連携して家庭での状況を把握するなど、きめ細かに生徒の様子を観察することも重要です。

**Q 「自殺を口にする生徒は大丈夫だ」と聞いたことがありますか本当でしょうか？**

A 希死念慮を口にする生徒は、苦しみを吐露（SOSの発信）できているので、支援につながりやすいと捉えることはできますが、苦しみを抱えた生徒に寄り添った丁寧な対応をすることが必要であることは、言うまでもありません。背景調査等を見ても、自殺行動に至る前に、自殺を仄めかしているケースは少なくありませんので、「大丈夫だろう」でなく「もしかしたら」と慎重に受けとめることが大切です。また一方で、苦しみを抱えながらも口にできない生徒の方がより深刻で、いわゆるノーマークの生徒も、ちょっとした変化を見過ごすことのないよう、アンケートだけでなく、定期的な声掛けや個人面談を実施することが望まれます。過去に自傷行為や自殺未遂の経験がある生徒には、特に注意が必要です。

### 初期対応に関するQ & A

**Q 「死にたい」「全部に疲れた」「何をしてもやる気がおきない」などと口にする生徒には、どのように対応すればよいでしょうか。**

A まずは、相談してきた生徒と静かに話し合える場所をできるだけ早く設定し、生徒の辛さについて傾聴することが求められます。「死んではいけない」などと安易に叱ったり強く言ったりせず、本人が落ち着くまで対話を続けましょう。その後の対応については、生徒指導主事やSC等、他の学校職員、こころの専門家などに相談することが重要です。自殺の危険が高まった生徒への対応においては、第3章「初期対応」に記載されている「TALKの原則」も参照してください。

**Q 希死念慮のある生徒から「この話は他の人には絶対に言わないで」などと言われたときには、どう対応するとよいでしょうか。**

A 相談をしてきた生徒に、無理なく話すよう伝えて傾聴に努めながら、本人を守るためにも誰にも言わないという約束はせず、「あなたを助けるためには、私一人だけではなく〇〇にも一緒に相談してみましよう」など親身になって伝えることが大切です。自殺の問題は「専門家といえども一人で抱えることができない」と言われています。一人で抱え込まずに、管理職や生徒指導主事等の他の教職員と相談することが求められます。

## 継続的な支援に関するQ & A

**Q 「支援」には具体的にどのようなものが考えられますか。**

A 当該生徒への支援、保護者や家庭への支援、周囲の生徒への支援等が考えられます。また、緊急性を要する場合の支援、短期的目標の実現に向けた支援、長期的目標の実現に向けた支援、安定期へ向けての支援等、それぞれの段階に応じた支援を随時修正しながら行っていくことが大切です。さらに、「いつ、どこで、だれが、どのような支援を行ったか、また、その効果と課題、修正案」等を記録に残し、次のケース会議に持ち寄るようにしましょう。

**Q 「支援」はいつまで続ければよいですか。**

A 支援の途中経過を情報共有し、必要に応じてケース会議を開いて、支援方法等を見直すことが必要です。ケース会議→支援→ケース会議→支援……を繰り返し、継続した支援を行うようにすることが大切です。ケース会議については、13 ページを参照してください。生活が安定してきたら、次は「安心した生活に向けた支援」が必要になります。詳しくは、第4章を参照してください。

## 自殺未遂事案に関するQ & A

**Q 自殺未遂により休学していた生徒が、学校生活を再開するに当たり、学校の教職員が心掛けておくべきことは何ですか。**

A 自殺未遂を行った者が再び自殺を企画する可能性は、著しく高いことが分かっています。そのため、復帰した生徒については、第2章に記載されている「危険行動に関連するサイン」等を参考に、生徒の変化を見逃さないように努めるとともに、気になることがあれば「TALKの原則」に則って対応し、管理職や他の教職員に相談するようにしましょう。  
令和3年6月23日に文部科学省から発出された「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（通知）によれば、学校における早期発見に向けた取組として、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育、「心の健康の保持に係る教育」を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境の整備に努めること、の重要性が示されています。生徒が「SOSの出し方」を身に付けることと同時に、周囲がサインに気づき支援する方法を身に付けることも大切です。平時から下記ゲートキーパー研修を受講する等、適切な対応について学ぶように努めましょう。

※群馬県「ゲートキーパー研修」動画（ <https://youtu.be/ldyt1nMekls> ）  
URL または、右の二次元コードを読み取り、視聴してください。



**Q 自殺を考える人には、精神疾患があると考えてもよいですか。**

A 世界保健機関（WHO）が平成29年に発表した「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識」には、「自殺に関する迷信（myth）と事実（fact）」があり、その中でこう書かれています。

**「自殺関連行動は深い悲しみや不幸を示すものであるが、必ずしも精神疾患があることを示すものではない。精神疾患がある人の多くは自殺関連行動を示すことはなく、自ら命を絶った人すべてに精神疾患があった訳ではない。」**

これ以外にも「自殺」については、誤解されている面もあるため、正しい知識を得るように努めましょう。

## ケース会議に関するQ & A

**Q ケース会議の出席者のスケジュールが合わない場合、どうすればよいですか。**

A スケジュールが合わない出席者から事前に生徒指導主事等が情報を聞き取っておき、ケース会議で提供するなどの方法も考えられますので、そのときに、優先される事項の担当者の日程を優先しましょう。緊急性がある場合の出席者の例として、「管理職、生徒指導主事、担任、学年主任、養護教諭、SC等」が考えられます。また、あらかじめ管理職や生徒指導主事等の少人数で構成した委員会を定期的を開催し、有事の際に危機対応チームを構成するとよいでしょう。さらに、警察、医療機関等の関係者の出席や、保護者や生徒本人が同席したケース会議を行うことも必要な場合があります。

**Q アセスメントとはどのようなことですか。**

A アセスメントとは、様々な情報を収集し、そこから理解や何らかの仮説を立て、具体的な対応や方針を検討することです。最も大切なのは、どのような情報を集めるかということで、本人の訴え、生育歴、既往歴、発達特性、学校での様子（友人関係や学習状況）、家族構成（家族構成員や保護者の状況）、家庭での様子等から、生徒の姿や支援資源を明らかにしていきます。

## ■ 県関係機関等連絡先一覧

### 県保健福祉事務所

保健福祉事務所は、保健・医療・福祉の総合的な相談窓口です。

保健福祉事務所名	所在地	電話番号	担当する地域
渋川保健福祉事務所	渋川市金井 394	0279-22-4166	渋川市、北群馬郡
伊勢崎保健福祉事務所	伊勢崎市下植木町 499	0270-25-5066	伊勢崎市、佐波郡
安中保健福祉事務所	安中市高別当 336-8	027-381-0345	安中市
藤岡保健福祉事務所	藤岡市下戸塚 2-5	0274-22-1420	藤岡市、多野郡
富岡保健福祉事務所	富岡市田島 343-1	0274-62-1541	富岡市、甘楽郡
吾妻保健福祉事務所	中之条町大字西中之条 183-1	0279-75-3303	吾妻郡
利根沼田保健福祉事務所	沼田市薄根町 4412	0278-23-2185	沼田市、利根郡
太田保健福祉事務所	太田市西本町 41-34	0276-31-8241	太田市
桐生保健福祉事務所	桐生市相生町二丁目 351	0277-53-4131	桐生市、みどり市
館林保健福祉事務所	館林市大街道一丁目 2-25	0276-72-3230	館林市、邑楽郡

※ 業務内容により、担当する地域が異なる場合があります。

### 市保健所

中核市における保健・医療・衛生に関する相談窓口です。

保健所名	所在地	電話番号	担当する地域
前橋市保健所	前橋市朝日町三丁目 36 番 17 号	027-220-5781	前橋市
高崎市保健所	高崎市高松町 5-28	027-381-6111	高崎市

### 県児童相談所

児童福祉に関する相談に応じるとともに、専門的な調査・判定・指導を行っています。

児童相談所名	所在地	電話番号	担当する地域
中央児童相談所	前橋市野中町 360-1	027-261-1000	前橋市、伊勢崎市、佐波郡
北部支所	渋川市金井 394 (渋川保健福祉事務所内)	0279-20-1010	沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡
西部児童相談所	高崎市高松町 6	027-322-2498	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
東部児童相談所	太田市新田木崎町 369-5	0276-57-6111	桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡

※ 来所相談として、児童の発達の遅れや情緒不安定に関する相談、児童の知的障害等に関する相談も実施しています。詳しくは、居住地を所管している児童相談所へお問合せください。

## 発達障害者支援センター

発達障害に関する相談や就労等の支援及び理解の普及・啓発を行っています。

施設名	所在地	電話番号
発達障害者支援センター	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 7階	027-254-5380

### 1 対象者

群馬県内にお住まいで、自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群、自閉症スペクトラム、注意欠陥・多動性障害（AD/HD）、学習障害（LD）の診断のある方、あるいはその疑いをお持ちの方、ご家族、関係機関の方

### 2 支援内容

- ・家庭、学校、職場等での日常生活について様々なご相談を受け、必要に応じて心理検査や医師による相談も行いながら、ご本人への関わり方を一緒に考え、関係機関と情報を共有し、連携して支援を行います。
- ・発達障害に関する基本的な理解や、家庭・学校・職場等での具体的な対応方法について、講演会やセミナー等を開催します。

### 3 相談方法

原則として来所相談。電話でご連絡をいただき、必要な手続きを経て相談日を決定します。

### 4 相談時間

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時15分

## こころの健康センター

心の病気などについて、ご本人やご家族、関係機関の方からの相談に応じています。

### 1 電話・Eメール相談

相談区分	受付時間等	電話番号・メールアドレス
電話相談	こころの健康センター電話相談 （依存症、思春期、うつ等のこころの相談） 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前9時～午後5時	027-263-1156
	ひきこもりの電話相談 「ひきこもり支援センター」 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前9時～午後5時	027-287-1121
	自殺予防の電話相談 「こころの健康相談統一ダイヤル」 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前9時～午後10時	0570-064-556 ※通話料の他ナビダイヤル利用料がかかります。
Eメール相談	24時間受付 ※回答の返信には1～2週間かかります。お急ぎの場合は、電話相談をご利用ください。	kokoro@pref.gunma.lg.jp ※件名に「相談希望」と記入し、相談者の年齢、性別、お住まいの市町村、相談内容等を記入願います。

### 2 面接相談

面接相談は完全予約制です。電話（027-263-1156）による事前申込みが必要となります。都合により、実施日が変更になる場合があります。

#### ○ 医師による主な面接相談

- ・思春期相談
- ・自死遺族相談
- ・ひきこもり相談
- ・依存症相談（薬物、アルコール、ギャンブル等）

※ 実施日等の詳細については、お問合せください。

### 3 問合せ先

こころの健康センター（代表）027-263-1166 前橋市野中町 368

## 県内各市町村の自殺対策担当部署連絡先一覧

	自治体名	担当部署名	所在地	電話番号
1	前橋市	保健予防課	前橋市朝日町三丁目 36-17	027-220-5787
2	高崎市	障害福祉課	高崎市高松町 35 番地 1	027-321-1358
3	桐生市	福祉課／健康長寿課	桐生市織姫町 1-1	0277-46-1111
4	伊勢崎市	健康推進部境保健センター	伊勢崎市境 637	0270-74-1363
5	太田市	障がい福祉課	太田市浜町 2 番 35 号	0276-47-1828
6	沼田市	健康福祉部健康課 社会福祉課	沼田市下之町 888	0278-23-2111
7	館林市	保健福祉部健康推進課	館林市仲町 14-1(保健センター内)	0276-74-5155
8	渋川市	健康増進課	渋川市石原 6-1	0279-25-1321
9	藤岡市	福祉課	藤岡市中栗須 327	0274-40-2384
10	富岡市	健康福祉部福祉課 健康福祉部健康推進課	富岡市富岡 1460 番地 1 富岡市富岡 1347 番地 1	0274-62-1511 0274-64-1901
11	安中市	保健福祉部福祉課	安中市安中一丁目 23 番 13 号	027-382-1111
12	みどり市	保健福祉部健康管理課	みどり市大間々町大間々 1497-1	0277-72-2211
13	榛東村	保健相談センター	北群馬郡榛東村新井 793-2	0279-70-8052
14	吉岡町	健康子育て課	北群馬郡吉岡町下野田 565	0279-54-7744
15	上野村	保健福祉課	多野郡上野村大字乙父 630-1	0274-59-2309
16	神流町	保健福祉課	多野郡神流町大字万場 90 番地 6	0274-57-2111
17	下仁田町	保健課 保健予防係	甘楽郡下仁田町大字下仁田 111-2	0274-82-5490
18	南牧村	保健福祉課	甘楽郡南牧村大字大日向 1098	0274-87-2011
19	甘楽町	健康課	甘楽郡甘楽町大字白倉 1395-1	0274-67-5159
20	中之条町	保健環境課	吾妻郡中之条町大字中之条町 1091	0279-75-8833
21	長野原町	町民生活課保健センター 町民生活課	吾妻郡長野原町大字長野原 1340-1	0279-82-2422 0279-82-2246
22	嬭恋村	健康福祉課	吾妻郡嬭恋村大字大前 1100 農村環境改善センター内	0279-96-1975
23	草津町	健康推進課(保健センター)	吾妻郡草津町大字草津 464-28	0279-88-5797
24	高山村	保健みらい課	吾妻郡高山村大字中山 3410	0279-63-1311
25	東吾妻町	保健福祉課(保健センター)	吾妻郡東吾妻町大字原町 1117-1	0279-68-5021
26	片品村	保健福祉課	利根郡片品村大字鎌田 3967-3	0278-58-2118
27	川場村	健康福祉課	利根郡川場村谷地 2390-2	0278-52-2111
28	昭和村	保健福祉課	利根郡昭和村大字糸井 388	0278-24-5111
29	みなかみ町	町民福祉課	利根郡みなかみ町後閑 318	0278-25-5011
30	玉村町	健康福祉課健康管理係	佐波郡玉村町大字下新田 201	0270-64-7706
31	板倉町	福祉課	邑楽郡板倉町大字板倉 2682 番地 1	0276-82-6133
32	明和町	介護福祉課	邑楽郡明和町新里 250 番地 1	0276-84-3111
33	千代田町	住民福祉課	邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1	0276-86-7000
34	大泉町	健康福祉部健康づくり課	邑楽郡大泉町大字吉田 2465	0276-62-2121
35	邑楽町	健康づくり課保健センター	邑楽郡邑楽町中野 2570-3	0276-88-5533

## 県内の精神科医療機関一覧

医療機関には、入院設備のある病院と外来診療のみの病院や診療所（クリニック）があります。初めて受診する場合は、精神科や神経科、心療内科を標榜している診療所（クリニック）から検討するとよいでしょう。

なお、受診する際は、事前に電話連絡を行い、受診の可否を確認してください。

県内の精神科医療機関（診療所・クリニック等含む）の一覧については、群馬県こころの健康センターのホームページを参照してください。下記URL又は二次元バーコードからアクセスしてください。

URL <https://www.pref.gunma.jp/07/p11700023.html>



### コラム：精神科医療機関の受診について

群馬県こころの健康センター 医師 草野 建祐



精神科医療機関を受診する目安としては、①統合失調症やうつ病などの精神疾患の可能性があるとき、②自殺未遂や自傷行為が繰り返されるとき、等が挙げられます。受診をすることで、精神症状について医師の見立てを聞き、必要があれば精神療法や薬物療法などの治療を受けることができます。内科などの受診と比べて初診での診察時間が長く（30～60分程度）、最近の様子その他にこれまでの生い立ちを尋ねられることもあります。分かる範囲で事前に情報を整理しておくといよいでしょう。なお、医療機関によって、子供に対応しているか、新患を受け付けているか、予約が必要かなど異なりますので、本マニュアル 28 ページの「地域の関係機関や専門家の連絡先」を作成する際に、学校から事前に確認しておくと思えます。

生徒や保護者が精神科を受診することに不安を抱く場合は、上記について伝えられると少し安心につながるかもしれません。また、精神科以外でもかかりつけの内科又は小児科への受診や、保健所（保健福祉事務所）や児童相談所に相談する方法もあります。生徒や保護者の意向、スクールカウンセラー等の意見も聞きながら、どの機関に相談することが適切なのかを検討できるとよいでしょう。どこに相談したらよいか分からないときは、群馬県こころの健康センターの電話相談（027-263-1156、本マニュアル 23 ページ参照）でも、適切な相談機関をご案内しています。

## 県内各警察署（少年担当課）連絡先一覧

（令和4年4月1日現在）

警察署等名	担当課	所在地	電話番号
前橋警察署	生活安全課	前橋市総社町1-9-3	027-252-0110
前橋東警察署	生活安全課	前橋市天川大島町1-8-1	027-225-0110
高崎警察署	生活安全課	高崎市台町4-3	027-328-0110
高崎北警察署	生活安全課	高崎市箕郷町上芝349-1	027-371-0110
藤岡警察署	生活安全課	藤岡市藤岡1683-1	0274-22-0110
富岡警察署	生活安全課	富岡市富岡1198	0274-62-0110
安中警察署	生活安全課	安中市原市707-2	027-381-0110
伊勢崎警察署	生活安全課	伊勢崎市鹿島町534-1	0270-26-0110
太田警察署	生活安全課	太田市鳥山下町400-5	0276-33-0110
大泉警察署	生活安全課	邑楽郡大泉町朝日2-27-1	0276-62-0110
館林警察署	生活安全課	館林市赤生田町1828-2	0276-75-0110
桐生警察署	生活安全課	桐生市清瀬町1-16	0277-43-0110
渋川警察署	生活安全課	渋川市行幸田351-1	0279-23-0110
沼田警察署	生活安全課	沼田市上原町1738-1	0278-22-0110
吾妻警察署	生活安全課	吾妻郡吾妻町大字原町21-1	0279-68-0110
長野原警察署	生活安全課	吾妻郡長野原町大字長野原 1520-4	0279-82-0110
少年サポートセンター	相談電話	前橋市元総社町80-4 総合交通センター6階	027-289-6610

## 県教育委員会連絡先一覧

### □ 県立高等学校、県立中等教育学校

課・係名	電話番号	県庁内フロア	所管事項
高校教育課生徒指導係	027-226-4642	2 5 階南フロア	生徒健全育成、教育相談等
高校教育課教科指導係	027-226-4645	2 5 階南フロア	学事指導、入学者選抜、教科指導等

### □ 県立特別支援学校

課・係名	電話番号	県庁内フロア	所管事項
特別支援教育課企画係	027-897-2931	2 5 階北フロア	生徒健全育成、教育相談、入学者選抜等
特別支援教育課指導係	027-226-4656	2 5 階北フロア	学事指導、教科指導等

### □ 市立・学校組合立高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

市教育委員会又は学校組合教育委員会の担当課へ連絡してください。

### □ 公立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校

市町村教育委員会の担当課がメインの窓口になりますが、県教育委員会の関係課等は下記のとおりです。

課・係名	電話番号	県庁内フロア	所管事項
義務教育課生徒指導係	027-226-4619	2 5 階南フロア	生徒健全育成、教育相談等
義務教育課教科指導係	027-226-4615	2 5 階南フロア	学事指導、教科指導等
義務教育課人権・キャリア教育推進係	027-226-4612	2 5 階南フロア	人権教育、道徳教育、キャリア教育等

### □ 各教育事務所

事務所・係名	電話番号	担当地域
中部教育事務所 学校教育係	027-232-6511	前橋市、伊勢崎市、渋川市、佐波郡、北群馬郡
西部教育事務所 学校教育係	027-322-5864	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
吾妻教育事務所 学校教育係	0279-75-3370	吾妻郡
利根教育事務所 学校教育係	0278-23-0165	沼田市、利根郡
東部教育事務所 学校教育係	0276-31-7151	桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡

## 地域の関係機関や専門家の連絡先

地域の関係機関や専門家の連絡先について、具体的に書き込んでおきましょう。有事の際に、速やかな連携を行うためには、日頃からの関わりが大切です。

学 校 関 係 等	機関名／部署名等	住所	電話番号	担当者
	教育委員会			
	スクール カウンセラー			
	学校医			
	警察署			

福 祉 関 係	部署名／氏名等	住所	電話番号	担当者
	児童相談所			
	保健福祉事務所			
	(市町村の) 自殺対策担当課			
	民生児童委員			
	保護司			

医 療 ・ 保 健 関 係	機関名／部署名等	住所	電話番号	担当者
	精神科医療機関			
	精神科医療機関			
	精神科医療機関			
	救急病院			
	救急病院			
	保健所			
	こころの 健康センター			

# いま、悩んでいる君へ

令和4年度版

## 「何かあったら相談してほしい。」

あなたの周りに、そう思っている人が必ずいます。  
家族でもいい、先生でもいい、スクールカウンセラーでもいい、LINEでもいい。  
一人で悩まないで、あなたの話を聴かせてください。

### ぐんま高校生オンライン相談2022

○ 5/19(木)～3/12(日)の毎週日曜日【相談受付時間：18～21時】  
8/21(日)～29(月)、1/4(水)～12(木)の期間は毎日相談可

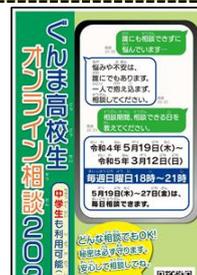
○ 相談するためには、二次元コードをLINEアプリから読み込み、「友だち登録」を行ってください。以下のURLからも「友だち登録」できます。

※「友だち登録」URL：<https://lin.ee/f9ItjdY>

○ 詳細は、皆さんに配布した周知カードを御覧ください。



「友だち登録」  
二次元コード



R4周知カード

### インターネット上の誹謗中傷相談窓口

○ 対象：SNS等のインターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等で悩んでいる人

○ メール相談、相談フォーム、電話相談のいずれかにより受付（相談無料）

- ・メール相談 [netsoudan@step-gunma.org](mailto:netsoudan@step-gunma.org)（24時間受付）
- ・相談フォーム 右の二次元コードをスマートフォン等で読み込む（24時間受付）
- ・電話相談 027-212-0091

※ 相談時間について、月～金曜日 9～17時（正午から13時は除く）  
土日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）は除く



相談フォーム  
(24時間受付)

### 群馬県警察本部 少年サポートセンター

非行問題・いじめ・不登校・  
交友関係・家庭問題・家出等

TEL 027-289-6610

月～金曜日 8:30～17:15  
(祝日を除く)

## 誰かに話すことで、悩みの 解決につながり、気持ちが 楽になることがあります。

### 自殺予防いのちの電話

TEL 0120-783-556

- 毎日 16:00～21:00
- 毎月10日 8:00～翌日8:00  
(24時間対応)

### 県総合教育センター 子ども教育相談室

子ども教育・子育て相談

TEL 0270-26-9200

月～金曜日 9:00～17:00  
第2・第4土曜日 9:00～15:00  
(祝日及び年末年始等を除く)

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう  
TEL 0120-0-78310

フリーダイヤル  
24時間対応、通話料無料

### こころの健康センター

(こころの健康に関する相談)  
TEL 027-263-1156

(ひきこもりに関する相談)  
TEL 027-287-1121

月～金曜日  
9:00～17:00  
(祝日及び年末年始を除く)

### 群馬いのちの電話 (いじめ・悩み等)

TEL 027-221-0783

毎日 9:00～24:00  
※ 第2、第4金曜日は  
24時間受信

### 県児童相談所 月～金曜日 8:30～17:15

- 中央児相 (前橋市野中町360-1) TEL 027-261-1000  
FAX 027-261-7333  
(北部支所) (渋川市金井394) TEL 0279-20-1010  
FAX 0279-22-2277
- 西部児相 (高崎市高松町6) TEL 027-322-2498  
FAX 027-322-5602
- 東部児相 (太田市新田木崎町369-5) TEL 0276-57-6111  
FAX 0276-57-6175

児童相談所全国共通ダイヤル「189 (いちはやく)」

### こどもホットライン24 (18歳未満の子どもや保護者を対象)

○ TEL 0120-783-884  
027-263-1100

(携帯電話からの場合)

○ LINE相談  
(右の二次元コード  
より、友だち登録)



### こころの健康相談 統一ダイヤル

生きているのが辛いと思っ  
ている人・友人等から死にたい  
と相談され悩んでいる人

TEL 0570-064-556

月～金曜日  
9:00～22:00  
(祝日及び年末年始を除く)

# 自死予防に係る取組の充実に向けた検討委員会

(敬称略、順不同)

## < 委員長 >

天 野 正 明 (群馬県教育委員会事務局高校教育課 課長)

## < 副委員長 >

鎌 田 英 喜 (群馬県総合教育センター 副所長)

## < 委 員 >

新 井 肇 (関西外国語大学外国語学部 教授)

横 田 哲 明 (横田哲明法律事務所 弁護士)

藤 平 和 吉 (群馬大学医学部附属病院 精神科神経科 病院講師(精神科医))

宇 部 弘 子 (日本体育大学児童スポーツ教育学部 准教授)

藤 澤 都茂子 (群馬県スクールソーシャルワーカー)

齊 藤 猛 (群馬県健康福祉部障害政策課精神保健室 室長)

草 野 建 祐 (群馬県こころの健康センター手帳・自立支援係 部長(精神科医))

齋 藤 利 昭 (群馬県高等学校長協会生徒指導委員会 委員長)

栗 本 郁 夫 (群馬県教育委員会事務局義務教育課 課長) [R3 年度]

春 田 晋 (群馬県教育委員会事務局義務教育課 課長) [R4 年度]

町 田 英 之 (群馬県教育委員会事務局特別支援教育課 課長)

真 藤 愛 (群馬県教育委員会事務局健康体育課学校保健係 指導主事)

## < 事 務 局 >

齊 藤 克 博 (群馬県教育委員会事務局総務課 補佐(行政係長))

山 本 義 光 (群馬県教育委員会事務局義務教育課 補佐(生徒指導係長))

高 橋 章 (群馬県教育委員会事務局高校教育課 補佐(生徒指導係長)) [R3 年度]

渡 部 健一郎 (群馬県教育委員会事務局高校教育課 生徒指導係長) [R4 年度]

(群馬県教育委員会事務局高校教育課生徒指導係 指導主事) [R3 年度]

井 澤 悟 志 (群馬県教育委員会事務局特別支援教育課 企画係長)

坂 口 延 弘 (群馬県教育委員会事務局義務教育課生徒指導係 指導主事) [R3 年度]

井 熊 一 穂 (群馬県教育委員会事務局義務教育課生徒指導係 指導主事)

角 田 明 子 (群馬県教育委員会事務局高校教育課生徒指導係 指導主事)

柴 山 和 宏 (群馬県教育委員会事務局高校教育課生徒指導係 指導主事)

飯 出 得 男 (群馬県教育委員会事務局高校教育課生徒指導係 指導主事)

富 澤 茂 (群馬県教育委員会事務局高校教育課生徒指導係 指導主事) [R4 年度]

三 芝 功 一 (群馬県教育委員会事務局高校教育課生徒指導係 主幹専門員)

五 明 智 宏 (群馬県教育委員会事務局特別支援教育課企画係 指導主事)

贄 田 浩 明 (群馬県総合教育センター高校教育研究係 指導主事)

春 田 隆 (群馬県立勢多農林高等学校 教諭)

久保田 聖 (群馬県立藤岡工業高等学校 教諭)

# 自殺の危険が高まった生徒への危機介入マニュアル

令和4年8月発行

## <監修>

自死予防に係る取組の充実に向けた検討委員会

## <発行>

群馬県教育委員会

## <連絡先>

群馬県教育委員会事務局 高校教育課 生徒指導係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-4642 Fax：027-243-7759